

第6回労働協約交渉**「福利厚生・その他」「社宅」「安全・衛生」について交渉
新型コロナ及びインフルエンザ等の
感染症対策を行なうこと****「熱中症対策を充実すること」**

◆設備・作業環境の改善を進めるとともに、社員・協力会社員の熱中症に対する意識改革を会社として取り組むべきである。

「持家住宅補給金の金額と受給年齢等を見直すこと」

◆会社として持家を促すのであれば、持家補給金の増額と受給年数を延長すべきである。

**「全ての定期健康診断の実施に要する時間は勤務とすること」**

◆定期健康診断は事業者の責務であり、円滑な受診を推進するために、定期健康診断の時間を勤務とするべきである。

「新型コロナ及びインフルエンザ等の感染症対策を行うこと」

◆感染症の予防対策は最重要事項であり、社員の健康はもとより業務運営にも影響するので感染症対策を会社として強化するべきである。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩